

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
2月26日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

道路の区域の変更 (道路整備課) 二

道路の供用の開始 (道路整備課) 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 三

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定 (建築指導課) 三

公告

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 四

山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の指定 (労働政策課) 五

肥料の登録 (農業振興課) 五

肥料の登録の有効期間の更新 (農業振興課) 六

周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七

下関都市計画道路事業の施行 (都市計画課) 七

山口県告示第七十四号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年二月二十六日から同年三月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆

の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 帝人ファイバー株式会社
住 所 大阪市中央区南本町一丁目六番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 帝人ファイバー株式会社徳山事業所
所在地 周南市由加町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	間 隔	時 間
七四	二二〇、〇〇〇	(既 設)	連 続	二 四 時 間	変 動 な し

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

山口県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課
において一般の縦覧に供する。

No. 1 排水口	排水口	排出水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質		鉍油類		窒素		リン		排水の一日当たりの量 (m ³)		
		通常	最大	(mg/l)	最大	(mg/l)	最大	(mg/l)	最大	(mg/l)	最大	(mg/l)				
八	九	五	七	一	九	一	〇	二	〇	〇	一	三	〇	二	一九、〇六六	一九九、五〇四

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	種 類	項目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理後	処理前	通常	最大	
"	"	八	九	五	七	一九、〇六六
"	"	八	九	五	七	一九九、五〇四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)										
	通常	最大											
七四	八	九	五	七	一九	一〇	二〇	一・五	二	〇・一三	〇・二	一九一、〇六六	一九九、五〇四

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 下関長門線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市一の宮卸本町二〇三四の四地先から	旧	最狭 二二・八 最広 二七・四	四五五・二	起点の変更及び道路改良工事に伴う完了による。
同市の宮町四丁目一の二地先まで	新	最狭 一〇・七 最広 四五・二	五一五・五	
下関市一の宮卸本町二〇五七の二地先から	新	最狭 一〇・七 最広 四五・二	五一五・五	
同市の宮町四丁目一の二地先まで	新	最狭 一〇・七 最広 四五・二	五一五・五	

道路の種類 県道
 路線名 下松田布施線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡田布施町大字宿井字京城七六六の五地先から	旧	最狭 三〇・五 最広 三五・五	九二・〇	
同郡同町 同大字 同字七六一地先まで	新	最狭 三〇・五 最広 三一・〇	九二・〇	

山口県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下関長門線	下関市一の宮町四丁目二の四地先から同市 同町一の二地先まで	平成二十二年二月二十七日

山口県告示第七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。
 平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称 河原地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
長 門 市	深 川 湯 本	台 田	七四一	一号
"	"	"	七四一	二号
"	"	"	九〇	三号
"	"	小 倉 ヶ 浴 田	八七三	四号
"	"	"	八七三	五号
"	"	"	七四一	六号
"	"	"	七三八	七号

山口県告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。（第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。）

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 中間検査を行う区域

山口県の区域（下関市、宇部市、山口市及び周南市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

三 中間検査を行う建築物

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第八十五条第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

- (一) 分譲を目的とする住宅
- (二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）
- (三) 主要構造部が鉄骨造であつて、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テント倉庫建築物の構造方法に關する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテント倉庫建築物を除く。）

四 特定工程

- (一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事）
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

- (一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事



(四八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年二月二十六日から同年六月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 アルク南岩国
 - 所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称 株式会社明屋書店
 - 住所 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九
 - 代表者の氏名 安藤 大三
 - 名称 オリックス株式会社
 - 住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号
 - 代表者の氏名 梁瀬 行雄
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業者を行う者の開店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更
株式会社丸久	株式会社丸久	前	後
		午前九時三〇分	午前九時

四 届出年月日

平成二十二年二月十日

五 変更年月日

平成二十二年三月一日

(四九) 山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の指定

山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例(平成二十一年山口県条例第四十二号。以下「一部改正条例」という。)附則第二項の規定により、山口県若者就職支援センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日本マンパワー 東京都千代田区神田東松下町四七番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 一部改正条例による改正後の山口県若者就職支援センター条例(平成十六年山口県条例第二号。以下「改正後の条例」という。)第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 改正後の条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 改正後の条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 改正後の条例第六条の規定により、山口県若者就職支援センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

(五〇) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者	住所
山口県生 第四一三三号	平成二二、 六 一	消石灰	肥料用六五・ 〇消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	重安石灰株式会社	美祿市大領町北分五 六二
山口県生 第五五一号	一一、 二六	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥 料三号	窒素全量 四・〇〇	公定規格のとおり	協和発酵バイオ株式会社	東京都千代田区大手 町一丁目六番一号
山口県生 第五五六号	六 二	混合石灰肥料	粒状土肥これだ けスーパード	アルカリ分 四八・〇〇	〃	アサヒミネラル工業株式会社	広島県呉市昭和町一 番一号
山口県生 第五五七号	一一、 九	蒸製骨粉	蒸製骨粉一 号	窒素全量 二一・〇〇	該当なし	山口県特殊化成企業組合	岩国市周東町上久原 五八
山口県生 第五五八号	〃	肉骨粉	山口ミール	窒素全量 五九・五	〃	〃	〃
山口県生 第五五九号	〃	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 一二・〇	〃	〃	〃

山口県知事 二井 関 成

(五二) 肥料の登録の有効期間の更新
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のと
 おり肥料の登録の有効期間を更新しました。
 平成二十二年二月二十六日

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者	住所
山口県生 第五七九号	平成二二、 九 三	炭酸カルシウム 肥料	灰粒状炭酸苦土石	アルカリ分 一五〇・〇〇	該当なし	薬仙石灰株式会社	美祿市伊佐町伊佐三 三六二
山口県生 第五八〇号	平成二二、 二、一六	〃	灰一五炭酸苦土石	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	日本バイオ化学工業有限公司	川崎市宮前区神木二 丁目六番一〇号
山口県生 第五八一号	〃	〃	灰一五炭酸苦土石	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	パシーエフジャパン有限公司	愛知県岡崎市市場町 一三
山口県生 第五八二号	〃	〃	灰一五炭酸苦土石	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	共栄ジャパン有限公司	〃 清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第五八三号	〃	〃	灰一五炭酸苦土石	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市発 志院町三七八

(五二) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画公園二・二・二百三原中児童公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五三) 下関都市計画道路事業の施行

下関都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十二年中国地方整備局告示第十六号)があつたので、次のとおり公告します。

平成二十二年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・三・九長府綾羅木線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

下関市大字勝谷字金子、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、秋根東町及び秋根南町二丁目地内

平成二十二年二月二十六日
印刷發行

發行人
所

山口県知事
庁